

中国とのAI関連発明に関する比較研究 得られた知見の概要

- ・ 近年、AI関連技術の研究開発が活発に行われており、特許出願も大幅に増加していることを踏まえ、日中特許庁で比較研究を行い、「AI関連発明比較研究報告書」を作成。
- ・ 本比較研究では、法令及び審査基準の比較研究（発明該当性、新規性、進歩性、実施可能要件／開示の十分性、サポート要件、審査結果の一般的傾向）及び事例比較研究（発明該当性、進歩性、実施可能要件／開示の十分性、サポート要件）を実施。比較研究結果について、特筆すべき点は以下のとおり。

➤ 発明該当性（7事例について13の請求項を比較。11の請求項で判断結果が一致）

- ・ 中国では、「技術的特徴」の有無が重要視され、「技術的特徴」が含まれない場合には専利法25条1項によって発明該当性がないと判断される。さらに、技術的課題、技術的手段、技術的效果の3つの重要な技術的要素を検討し、全体として専利法2条2項に記載された技術的解決策に属するか否かを判断する。
- ・ 一方、日本では、「ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって、使用目的に応じた特有の処理装置又はその動作方法が構築」されていると認められる場合には、当該使用目的が技術的か否かは判断されることなく発明該当性が認められる（審査ハンドブック附属書B第1章2.1.1に示される判断の手順におけるステップ2）。
- ✓ 第Ⅲ部 事例A-3「数学モデルの構築方法」参照。

➤ 進歩性（5事例について6の請求項を比較。全請求項の判断結果は一致、相違点の判断手法に相違あり）

- ・ 中国では、「アルゴリズム的特徴」のうち、機能的に相互にサポートし合い、技術的な特徴との相互作用関係を有するものを、全体として技術的特徴と共に考慮する。
- ・ 一方、日本では、発明特定事項を「技術的特徴」と「非技術的特徴」に分けることなく全て考慮して進歩性を検討する。
- ✓ 第Ⅲ部 事例B-1～B-5参照。全て事例において、中国の見解には、引用発明との相違点に含まれる「アルゴリズム的特徴」が「技術的な特徴」と上記相互作用関係を備えることを確認する記載が含まれる。

➤ 実施可能要件（開示の十分性）/サポート要件（4事例について比較。判断結果は概ね一致）

- ・ AI関連発明に関する判断結果は概ね一致。
- ・ 実施可能要件について、請求項に上位概念の発明が記載されており、発明の詳細な説明にその上位概念に含まれる「一部の下位概念」についての実施の形態のみが実施可能に記載されている場合、日本では実施可能要件を満たしていないと判断するが、中国では実施可能要件を満たしていると判断するという、一般的な判断手法の相違が明らかになった。
- ✓ マテリアルズ・インフォマティクス（MI）に関する事例として、判断結果が一致した第Ⅲ部 事例C-4を参照。
- ✓ 一般的な判断手法における上述の相違について、例えば第Ⅲ部 事例C-2、C-3参照。